

管理番号	提案主体の氏名 又は団体名	提案名	具体的な事業の実施内容	事業の実施を不可能又は困難とさせている規制等の内容	規制等の根拠法令等	規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容	制度の所管・ 関係府省庁	各府省庁からの検討要請に対する回答
随時29-006-05	長野県 長野県農業 協同組合中央会	海外からの農業人材受入に係る規制緩和	<p>提案Ⅱ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・専門技能を有する外国人の農業就労について長野県内一円での解禁を認める。 ・受入体制としては、JA長野県農協地域開発機構を派遣事業者とし、JA長野県グループがこれを支援する体制を想定。 ・県としては、関係市町村及び国関係機関と連携した指導体制を整備する。 	農業に係る在留資格の定めがないため、農作業に従事することを目的とした在留は認められていない。	出入国管理及び難民認定法第2条の2(在留資格及び在留期間)第2号	一定程度の農業の実務経験や日本語能力を有する外国人が農作業に従事するための活動を、在留資格「特定活動」として認める。	法務省 厚生労働省 農林水産省 内閣府	<p>農作業等を行う一定水準以上の技能等を有する外国人材の入国・在留を可能とする内容を盛り込んだ「国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律案」を第193回通常国会に提出し、本年6月16日に可決・成立、同月23日に公布されたところ。</p> <p>なお、国家戦略特区法の仕組み上、特区の指定区域でなければ規制の特例措置を活用できないが、特区で講じた措置の全国展開については、実施状況を踏まえて適切に判断していくこととなる。</p>
随時29-009	境港市 米子市 大山町	農業分野における外国人労働力の活用	<ul style="list-style-type: none"> ○ 鳥取県西部地区の農業の知識や技術、言葉や生活習慣等を学び外国人技能実習を修了した外国人農業支援人材を地域の特定機関が受入れ、雇用契約を締結し、JAや農業経営体等へ派遣し、農業の生産・加工現場で即戦力として活用する。受入人数は年間150人を想定し、宿舍の提供も行うとともに、適正な労務管理を進める。 ○ 当地域には、活用の核となる農業法人等の競争力の強い農業の基盤と受け皿があり、派遣するJA共同選果場や農業経営体で、周年での受入体制と多様な活用システムを確立し、外国人農業支援人材とともに築く経営発展モデルの構築や農作物の海外輸出・インバウンド需要等への対応に取り組む。 ○ 併せて、関係機関の連携と総合力を発揮して、耕作放棄地を解消し、農業中間管理事業による新たな農地集積や活用システムを構築する。 	日本に在留する外国人材は在留資格ごとに活動できる内容が定められているが、現状では、農作業については在留資格の定めがないため、就労を目的とした農作業には従事できない。	出入国管理及び難民認定法 第2条の2	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域農業について一定の知識と技能を持ち、日本語能力を有する等の即戦力となる外国人材が行う様々な農作業に従事する活動を、在留資格の「特定活動」に位置付け、外国人の農業分野への就労を可能にする。 <p>【想定される外国人農業支援人材】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外国人技能実習制度の修了者 ・上記相当レベルの研修を送り出し国において修了した者など ・単身での受入(家族の受入は想定していない) ・一時帰国可能 	法務省 厚生労働省 農林水産省 内閣府	<p>農作業等を行う一定水準以上の技能等を有する外国人材の入国・在留を可能とする内容を盛り込んだ「国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律案」を第193回通常国会に提出し、本年6月16日に可決・成立、同月23日に公布されたところ。</p> <p>なお、国家戦略特区法の仕組み上、特区の指定区域でなければ規制の特例措置を活用できないが、特区で講じた措置の全国展開については、実施状況を踏まえて適切に判断していくこととなる。</p>

管理番号	提案主体の氏名 又は団体名	提案名	具体的な事業の実施内容	事業の実施を不可能又は困難とさせている規制等の内容	規制等の根拠法令等	規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容	制度の所管・ 関係府省庁	各府省庁からの検討要請に対する回答
随時29-013-01	群馬県	外国人材の活用による農業経営発展の実証とグローバル化への対応	<p>・群馬県が担い手の経営発展のために外国人の就労に取り組むという、全国展開のケーススタディ。 ・耕地が標高10mから1,400mに分布し、多様な農業が展開されている立地条件とこれまでの外国人技能実習生の受入れ実績を踏まえ、外国人材活用の様々なビジネスモデルを展開。国家戦略特区において新たに創設された「農業支援外国人受入事業」のモデル実証を行う。併せて、受入体制の整備により、マネジメント力のある外国人材を将来のビジネスパートナーとして育成し海外販路の拡大を図る。</p> <p>「農業支援外国人受入事業」の実証モデル ・モデル1:露地野菜地帯 地域年間雇用型(出耕作) 市町村域を超えた出耕作による経営発展に取組み、露地野菜地帯の年間を通じた就労モデル ・モデル2:平坦地+中山間地 産地リレー型 平坦地と中山間地との産地間連携による年間を通じた就労モデル ・モデル3:平坦地(施設園芸地帯) 施設での年間雇用型 ハウスを利用した周年の施設園芸に取組み、施設園芸地帯の年間を通じた就労モデル ・モデル4:全域(畜産地帯) 畜産での年間雇用型 畜産経営(養豚、酪農、肉牛等)の年間を通じた営農モデル ・モデル5:露地野菜地帯 繁忙期・農閑期活用型 5～11月の集中的な経営展開に取組み、露地野菜地帯の一時帰国を可能とする経営モデル</p> <p>※平成28年2月に群馬県昭和村から提案された「農業分野での外国人就労資格の特例」の提案を含める形で県が提案するものとする。昭和村とは調整済み。</p>	<p>現在、農業における外国人の在留資格が認められていない。</p>	<p>・出入国管理及び難民認定法第二条の2</p>	<p>・農業の競争力強化を図るため、一定の知識や技術を有する外国人を雇用契約に基づく労働者として在留資格を認める。</p>	<p>法務省 厚生労働省 農林水産省</p>	<p>農作業等を行う一定水準以上の技能等を有する外国人材の入国・在留を可能とする内容を盛り込んだ「国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律案」を第193回通常国会に提出し、平成29年6月16日に可決・成立、同年9月22日に施行されたところ。</p> <p>なお、国家戦略特区法の仕組み上、特区の指定区域でなければ規制の特例措置を活用できないが、特区で講じた措置の全国展開については、実施状況を踏まえて適切に判断していくこととなる。</p>
随時29-013-02	群馬県	小型無人航空機(ドローン)を活用した野菜産地の革新的な省力化技術	<p>・野菜に発生する病害虫をドローンによる農業散布で効果的に防除できる農業の開発・登録を加速し、ドローンを活用した安全で省力的な病害虫防除技術の確立・普及を促進する。</p>	<p>新規の農業登録には、通常、薬効・薬害試験を少なくとも2か年にわたり、原則としてそれぞれ異なる都道府県から選定した3か所以上の施設において実施し、試験例数は合計6例以上が必要である。</p> <p>さらに、農業の作物残留試験においては、異なる都道府県で実施したメジャー作物で6例、準メジャー作物で3例の試験例数が必要である。また、地上散布で既登録の農業であっても、小型無人航空機散布に使用する場合には、薬効・薬害試験で2例、作物残留試験で本来登録に必要な例数の半数以上を必要とされている。</p> <p>一般的に各都道府県等の試験場において、農業登録試験が行われている。しかし、各都道府県の試験場で小型無人航空機を所有し、オペレーターを設置しているところは少なく、小型無人航空機に対応した農業登録を進めるのが難しい現状にある。</p> <p>一方、野菜には、複数の病害虫が発生するため、それぞれに対応した複数の農業が必要である。また、野菜は、種類によって形状も異なることから、小型無人航空機で効果的に防除できる農業の開発や散布方法の検討も必要となる。</p> <p>したがって、現状の農業登録制度では、小型無人航空機に対応した農業登録に長い期間を要することになり、野菜における小型無人航空機による農業散布を進める上で大きな障害となっている。</p>	<p>・「農業取締法第6条の2第1項」(昭和23年7月1日法律第82号) ・「農業の登録申請に係る試験成績について」(平成12年11月24日付け12農産第8147号農林水産省農産園芸局長通知) ・「農業の登録申請に係る試験成績について」の運用について(平成13年10月10日付け13生産第3986号農林水産省生産局生産資源課長通知)</p>	<p>・小型無人航空機に対応した農業登録を加速させるためには、同一県の同一地域で1年間に2例以上の登録試験を実施できるようにする必要がある。</p> <p>・小型無人航空機に対応した新規農業の開発・登録に当たっては、通常必要とされる試験例数を半分程度まで軽減する措置が必要である。</p>	<p>農林水産省</p>	<p>農業登録においては、科学的な評価に必要なデータを取るために試験成績の例数を定めている。</p> <p>無人航空機に対応した農業の登録は、通常、地上散布で用いられている登録済の農業の使用方法的な拡大の登録であることから、作物残留試験及び薬効・薬害試験ともに必要な例数の半数(2例以上)のデータで評価を行っている。</p> <p>また、上記に加えて、限定された地域のみで生産される農作物又は発生地域が一部の地域に限られている病害虫・雑草等の場合には、更に少ない例数のデータで評価(ケースによっては単一都道府県での実施も可)を行っているところ。</p> <p>なお、特区とは別に、現在、無人航空機で使用可能な農業の登録拡大に向け、これまでに提出された試験成績の解析等を実施し、科学的にその登録申請に必要な試験成績を更に全国ベースで簡略化を行うことができないか検討している。</p>

管理番号	提案主体の氏名 又は団体名	提案名	具体的な事業の実施内容	事業の実施を不可能又は困難とさせている規制等の内容	規制等の根拠法令等	規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容	制度の所管・ 関係府省庁	各府省庁からの検討要請に対する回答
随時29-013-03	群馬県	農地整備事業の簡素化による農地集積の加速化	<p>・農地中間管理機構が借り入れた農地(農地中間管理権を所得した農地)について、農業者の同意及び費用負担を求めない農地整備事業の創設は、農地集積・集約を加速する手段として有効と思うが、農地整備事業を実施には換地が伴うため、実質的には農業者の同意が必要となる。特に相続未登記の農地は同意取得が難しく、事業実施の支障となっている。</p> <p>・このため、従来の農地整備事業に比べ、換地業務に係る同意取得を簡素化(代表者制)した制度拡充を要望する。</p> <p>・未相続農地の農地貸借に係る同意手続きの緩和は今後、国において議論予定</p>	<p>換地計画を定めるには、計画の対象となっている土地につき所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有するすべての者で組織する会議(権利者会議)の議決を経なければならない。</p> <p>また、農地貸借の農地中間管理権を設定する場合は、対象となっている農地の権利者全ての同意を得なければならない。</p>	<p>・土地改良法第52条</p> <p>・農業経営基盤強化促進法第18条第3項第4号</p> <p>・民法第251条(共有物の変更)</p>	<p>・相続未登記農地における農地貸借及び換地同意は、全相続人の同意を得ず実際に農地を管理している代表者の同意のみとし、換地処分登記時には代表者が農地を取得して登記できるように制度を拡充する。</p>	農林水産省	<p>「相続未登記農地における農地貸借は、全相続人の同意を得ず実際に農地を管理している代表者の同意のみとする」との提案については、所有者不明の農地について、管理費用(固定資産税、水利費等)を負担している相続人が簡易に農地中間管理機構に農地を預ける仕組みを創設するため、第196回通常国会に関連法案を提出する予定としている。</p> <p>「相続未登記農地における換地同意は、全相続人の同意を得ず実際に農地を管理している代表者の同意のみとする」との提案については、換地計画を定める場合の権利者会議(所有権や使用収益権を有する全ての権利者で組織)における議決権の行使について、相続未登記農地などの共有地の場合は、共有者を一の権利者とみなし、その代表者が議決権を行使する措置を平成29年の土地改良法改正により講じたところである。</p> <p>「換地処分登記時には代表者が農地を取得して登記できるように制度を拡充する」との提案については、換地処分は、換地(区画整理後の土地)を従前の土地(区画整理前の土地)とみなす効果を生じさせる行為であり、換地を定めない場合(従前の土地の所有権が消滅)や、従前の土地に対して地積を特に減じて換地を定める場合など、財産権に及ぼす影響が大きい場合には、個別に権利者の同意を得る仕組みとしている。換地処分により代表者に農地を取得させることは、他の相続人の所有権を消滅させることとなるため、相続人間の遺産分割協議を経て他の相続人が同意し、所有権が一人の相続人に移転しない限り、換地処分により所有権を代表者一人に移転させることは困難である。</p>
随時29-015-01	香川県	農業分野における外国人労働力の受入れ	<p>本県の農業の主力品目である露地野菜では、収穫期に作業が集中するなど繁忙期の差が大きく、特に調製作業の労働力が慢性的に不足している状況であるとともに、生産拡大を支援するための生産者団体等が運営する集出荷場における調製・出荷作業等の支援においても人材の不足が深刻であるため、農業経営体の作業が集中する期間や生産者団体が運営する農作業支援施設の需要に応じ、受入機関が雇用契約を結んだ外国人人材を派遣することができる制度を設け、農業経営体の生産拡大を支援し、農地集積や法人化を促進する。</p>	<p>日本に在留する外国人は在留資格毎に活動できる内容が定められているが、現状においては、就労を目的とした農作業への従事は認められていない。</p> <p>(国家戦略特区の区域においては可能となる見込みであるが、本県は国家戦略特区の区域に指定されていない。)</p>	<p>・国家戦略特別区域を定める政令(平成26年政令百七十八号)</p> <p>・出入国管理及び難民認定法第2条の2第2項</p>	<p>国家戦略特別区域法第二条第一項の政令で定める区域に、本県の区域を追加し、一定程度の農業の実務経験や日本語能力を有する等の外国人人材が本県で農業に就労できるよう、在留資格の「特定活動」に位置付ける。</p>	法務省 厚生労働省 農林水産省	<p>農作業等を行う一定水準以上の技能等を有する外国人材の入国・在留を可能とする内容を盛り込んだ「国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律案」を第193回通常国会に提出し、平成29年6月16日に可決・成立、9月22日に施行されたところ。</p> <p>なお、国家戦略特区法の仕組み上、特区の指定区域でなければ規制の特例措置を活用できないが、特区で講じた措置の全国展開については、実施状況を踏まえて適切に判断していくこととなる。</p>

管理番号	提案主体の氏名 又は団体名	提案名	具体的な事業の実施内容	事業の実施を不可能又は困難とさせている規制等の内容	規制等の根拠法令等	規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容	制度の所管・ 関係府省庁	各府省庁からの検討要請に対する回答
随時29-016-02	長崎県	【ながさき農林業・農山村活性化特区】農業版レギュラトリー・サンドボックスの構築	<p>【背景】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●長崎県においては、農業従事者の高齢化の進行、深刻な労働力不足を背景に、ロボット技術やICTを活用したスマート農業の実現に向けた取組を積極的に推進している。 ●具体的には、諫早湾干拓地において、大規模圃場の特徴を活かした省力化や低コスト化による先進的で高収益を確保する農業の実現を目指し、多くの法人化された経営体が営農に取り組んでいるが、経営規模が大きく、農作業が一時的に集中し、雇用労力の確保が課題となっており、県では、平成27年度からヤンマー(株)と連携し、ロボットトラクターの現地実証に取り組んでいるところである。 <p>【事業の実施内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●ロボットトラクターのさらなる実用化(飛躍的な省力化)を図るため、実証エリアを指定した上で、多様な安全性確保に係る試験を実施し、スマート農業の早期確立を実現する。 	<ul style="list-style-type: none"> ●国が示す農業機械の自動走行に関する安全性確保ガイドラインにおいては、同一の圃場内で協調する他の農機から(有人無人協調システム)もしくは他の農機に搭乗せずに圃場の周囲から、目視やモニター情報等で無人状態のロボット農機を監視し、危険の判断を使用者が行い、非常時には手動でロボット農機の停止操作等を行うことが求められており、先進的な実証試験の実施に限界がある。 ●道路交通法においては、車両等の運転者は、当該車両等のハンドル、ブレーキその他の装置を確実に操作し、かつ道路、交通等の状況に応じて運転することが求められており、農道を横切って圃場間を移動すること等を含む先進的な実証試験の実施に限界がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ●農業機械の自動走行に関する安全性確保ガイドライン ●道路交通法第70条 	<ul style="list-style-type: none"> ●区域会議の下に国(農林水産省)、県、関係機関で構成される実証試験の「審査機関」を設置し、KPIにより進捗管理を実施。 ●具体的には、農業機械の自動走行に関する安全性確保ガイドラインを超える、センサー・危険回避装置等の信頼性向上を図るための以下のような実証試験を実施できるようにする。 <p><具体的な事例></p> <ul style="list-style-type: none"> ・センサー・危険回避装置等の信頼性向上を早期に実現するため、圃場周囲に柵を設置し、ロボットトラクター単独で長時間、予め設定されたプログラムに基づく無人走行を行う実証試験(農道を横切って圃場間を移動すること等を含む) ●以下の項目の安全性を検証 <ul style="list-style-type: none"> ・完全自立走行 ・周囲の監視 ・非常時の停止操作 	警察庁 農林水産省	<p>農業機械の自動走行については、現時点で実現可能な有人-無人の協調システムを前提に安全性確保策を検討し、平成29年3月に「農業機械の自動走行に関する安全性確保ガイドライン」(以下単に「ガイドライン」)を策定・公表したところである。</p> <p>現在、2020年までに遠隔監視下での完全無人システムを実現するため、「農林水産業におけるロボット技術安全性確保策検討事業」において、遠隔監視下での完全無人走行に係る安全性確保に向けた検証を行っており、当該事業の成果等を踏まえてガイドラインの改訂を行う予定としている。</p> <p>当該事業の実施に当たり、貴県が実現を目指す運用場面等も踏まえつつ、また、実際に諫早干拓地での実証等を検討するなど、引き続き緊密に連携していきたいと考えている。</p>
随時29-016-04	長崎県	【ながさき農林業・農山村活性化特区】農地活用の妨げとなっている所有者不明農地の流動化促進	<p>【背景】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●農業就業者が急速に減少・高齢化する中で、次世代の担い手を育成していくには、農業所得を確実に確保できる農地を確保し、省力化を図る農地の集約や集積が必要となっている。 ●国においては、農地を農地中間管理機構が借り受け、担い手に集積できる仕組みが構築されたところであるが、機構が農地を借り受ける場合には、地権者の同意が必要であり、相続登記されていない共有農地、地権者不在の農地については、同意徴取が困難であり、利用権の設定が困難となっている。 <p>【事業の実施内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●相続登記されていない共有農地を農地中間管理機構で引き受ける新たな仕組みを構築し、規模拡大を進め農業の競争力強化を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ●農地の利用権設定については、農地の所有権を有する者すべての同意(5年を超えない場合は、地権者の過半の同意)で可能となっているが、相続登記されていない共有農地は、地権者からの同意を得ることが困難となっている。 	<ul style="list-style-type: none"> ●農業経営基盤強化促進法第18条 	<ul style="list-style-type: none"> ●相続登記されていない共有農地などを対象に、適切な管理者(納税者)がいる場合は、管理者1名の同意により中間管理機構による利用権設定が可能となるようにする。 	農林水産省	<p>所有者不明の農地について、管理費用(固定資産税、水利費等)を負担している相続人が簡易に農地中間管理機構に農地を預ける仕組みを創設するため、第196回通常国会に関連法案を提出する予定としている。</p>

管理番号	提案主体の氏名 又は団体名	提案名	具体的な事業の実施内容	事業の実施を不可能又は困難とさせている規制等の内容	規制等の根拠法令等	規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容	制度の所管・ 関係府省庁	各府省庁からの検討要請に対する回答
随時29-016-05	長崎県	【ながさき農林業・農山村活性化特区】 地域資源であるイノシシの有効活用を進めるガイドラインの策定等	<p>【背景】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●近年、イノシシやニホンジカなどの野生動物の急激な増加や分布拡大により、生態系への影響や生活被害など広範囲に鳥獣被害が拡大している。 ●長崎県では、平成28年度で約4万1千頭のイノシシを捕獲しているが、捕獲個体の約86パーセントは埋設や焼却処分されるなど利用されておらず、また、一部、食肉等に利用されているものの、食肉残渣の処分は大きな負担となっている。 ●平成28年度には、イノシシ由来のタンパク質が家畜や魚のエサとして利用することが可能となったが、依然、肥料や土壌改良資材としての利用は認められていない。 <p>【事業の実施内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●捕獲したイノシシ等を肥料や土壌改良資材として活用し、地域資源を活用したさらなるビジネス展開を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ●イノシシ由来のタンパク質は、肥料や土壌改良資材としての利用は認められていない。 ●特殊肥料の生産業者、販売業者は、その事業場ごとに、その所在地を管轄する都道府県知事に届け出ることとされており、特殊肥料を生産、販売する事業者によっては、生産業者と販売業者の両方の届出が必要であり、手続きが二重となっている。 	<ul style="list-style-type: none"> ●肥料取締法の特殊肥料を指定する件(農林水産省告示) ●肥料取締法第22条、23条 	<ul style="list-style-type: none"> ●イノシシ等の肥料利用に関するガイドラインを策定し、捕獲したイノシシ等の肥料や土壌改良資材を可能とする。 ●特殊肥料を製造、販売する者は生産業者の届出をしているため販売届の提出は不要とする。 	農林水産省	<p>肥料用の肉骨粉等については、ペットフード用及び肥料用の肉骨粉等の当面の取扱いについて(平成13年11月1日付け13生畜第4104号農林水産省生産局長・水産庁長官通知)により、その取扱いを定めている。御提案のいのししのたん白質由来する肉骨粉等については、平成29年12月に同通知を改正し、肥料(土壌改良資材に該当するものを含む。)への利用を認めたとある。</p> <p>なお、土壌改良材(肥料に該当するものを除く。)については、いのしし由来のたん白質を含む肉骨粉等が含まれないため、その利用に関する規制はない。</p> <p>特殊肥料の生産業者の届出は、肥料の名称、生産する事業場の名称及び所在地等を届出事項とする手続である一方、販売業務の届出は、販売業務を行う事業場の所在地等を届出事項とする手続である。</p> <p>このように、特殊肥料の生産業者の届出と販売業務の届出は、異なる内容を届出事項とする異なる手続であるため、生産業者と販売業者が同一の者となる場合であっても、販売業務の届出を不要とした場合は、行政機関は必要な情報(販売業務を行う事業場の所在地)を収集することができなくなる。</p> <p>このため、生産業者と販売業者が同一の者となる場合であっても、販売業務の届出を不要とすることはできない。</p>
随時29-019-03	長崎県	【ながさき農林業・農山村活性化特区】 法人や民間事業者の新規参入を促すための所有者不明、未相続林地の集約化(森林整備の妨げとなっている所有者不明森林の流動化促進)	<p>【背景】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●多くの森林所有者は森林経営の意欲が低い一方で、多くの林業経営者は事業規模の拡大意欲があるものの、事業地の確保が困難となっており、ミスマッチが生じている。 ●国においては平成30年の森林法改正で、「新たな森林管理システム」(森林バンク)を創設予定。本制度は、市町村が一定期間整備が行われていない森林を一時的に管理しながら、森林所有者やその相続人からの委託を受け、民間事業者へ貸し付けたり市町村自ら森林を整備・管理する制度。 <p>【事業の実施内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●法定相続人ではない固定資産税の納税者(例えば、納税しており、10年以上平穩に管理している者)であっても、事実上の管理者として市町村への森林管理の委託を可能とすることで、民間事業者による主伐、再造林、木材搬出等を推進する。 	<ul style="list-style-type: none"> ●市町へ森林管理を委託するためには、森林所有者である登記簿上の本人又は全ての相続人を特定し、同意を得ることが必要である。 ●登記簿上で森林所有者の特定が困難な場合、法定相続人の特定に労力と時間を要し、新たな未整備森林の整備にはつながりにくい。 	<ul style="list-style-type: none"> ●森林法 	<ul style="list-style-type: none"> ●事実上の管理者として、固定資産税の納税者(例えば、納税しており、10年以上平穩に管理している者)が、市町へ森林管理を委託することができるようにする。 	農林水産省	<p>1 これまで、所有者不明森林に係る措置としては、森林法において、共有林で一部の所有者が不明の場合であっても、県知事裁定を経て所有者自ら伐採・造林を行うことができる制度を設けているところ。</p> <p>2 一方、先日改訂された「農林水産業・地域の活力創造プラン」(平成29年12月8日農林水産業・地域の活力創造本部決定)においては、「所有者不明森林について、固定資産税を支払う等の管理費用を負担している相続人が共有者の一部を確知できない場合には、市町村による公示を経て、市町村に対し経営・管理の委託を行えるようにする。」とされており、農林水産省としては、これを踏まえ制度設計を進めており、関連法案を第196回通常国会に提出する準備を進めているところ。</p>

管理番号	提案主体の氏名 又は団体名	提案名	具体的な事業の実施内容	事業の実施を不可能又は困難とさせている規制等の内容	規制等の根拠法令等	規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容	制度の所管・ 関係府省庁	各府省庁からの検討要請に対する回答
随時29-020-02	(非公表)	島しょ部における空き家取得に伴う小規模農地取得要件の緩和	<p>・近年、離農等により農家住宅が空き家になる事例があり、空き家バンク制度において斡旋しているが、農家住宅に付随する農地の取得については、原則として農地法第3条の許可が必要であり、各市町が設定する全部効率利用要件、下限面積要件等を満たすことが必要となる。</p> <p>・しかし、農家住宅に付随する農地は自家消費のために存している状況から数a程度の狭小なものが多く、また、住宅を取得しようとする者も営農能力を有する者でない場合が多いことから、本要件を満たすことができず、このことが島しょ部における農家住宅の売買に当たっての支障となっている。</p> <p>・このため、島しょ部における離農者等の中古住宅及びそれに隣接する小規模農地の取得要件の緩和を実現することにより、移住の促進、空き家対策、移住者を受け入れることによる地域の活性化を促進する。</p>	<p>・農地を取得するためには、原則として農地法第3条の許可が必要であり、各市町が設定する全部効率利用要件(不耕作目的に利用しない等)、農作業常時従事要件(農作業に常時従事する)、下限面積要件(最低所有面積、各市町において設定)等を満たす必要がある。</p>	農地法第3条第2項	<p>農村地域等の活性化を図る観点から、法3条2項の要件を緩和し、県や市町の空き家バンクに登録の島しょ部における「農地付き住宅」の「農地」を移住希望者が取得する等の場合にあつては、移住者が肥培管理を行うなど農地の管理をするのであれば、営農経験や機械等が無くとも全部効率利用要件や農作業常時従事要件などを満たすものとするともに、下限面積に満たない農地でも所有権を取得できるものとする。</p>	農林水産省	<p>1 農地は、農業生産の基盤であり、地域における貴重な資源であることに鑑み、農地を効率的に利用しない者や不耕作者による権利取得を排除するため、農地の権利移動を農業委員会の許可制としています。</p> <p>2 具体的には、</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 農地のすべてを効率的に利用すること(全部効率利用要件) ② 必要な農作業に常時従事すること(常時従事要件) ③ 農地取得後の面積が原則50a以上となること(下限面積要件) <p>等の要件を満たすことが必要です。</p> <p>3 空き家に付随する小規模の農地を取得する場合には、</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 当該農地が、効率的な農作業を行うために、農業機械を必要としない程度の面積の農地であれば、農業機械を保有していなくても全部効率利用要件を満たすことは可能であり、 ② 当該農地で通常必要となる農作業に従事していれば、常時従事要件を満たすことが可能です。 <p>4 さらに、下限面積要件については、地域の実情に応じて農業委員会が引き下げることができ、●●では、●市町で10a以上に引き下げており、●市町では、新規就農を促進する観点から、5a以上に引き下げています。この特例を活用したい場合は、農業委員会にご相談ください。</p>

管理番号	提案主体の氏名 又は団体名	提案名	具体的な事業の実施内容	事業の実施を不可能又は困難とさせている規制等の内容	規制等の根拠法令等	規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容	制度の所管・ 関係府省庁	各府省庁からの検討要請に対する回答
随時29-021	岡山県	「晴れの国おかやま」経済好循環モデル形成特区 ～総枠100haを上限とした戦略的産業用地の創出～	<p>○総枠100haを上限として、産業振興の観点から高いポテンシャルを有するIC周辺の農地規制を抜本的に緩和することにより、企業の生産性向上につながる産業用地をタイムリーかつ適切なペースで提供することのできる「企業が進出したくなる魅力的な操業環境」を実現する。</p> <p>○戦略的にIC周辺に産業集積を進め、高規格幹線道路等の道路のストック効果を最大限活用する土地利用を進めることにより、生活環境の改善や守るべき農地の保全につなげる。さらに、産業振興により得られた成果を農業振興にも還元する「経済の好循環モデルの形成」に取り組む。</p>	<p>①農用地区域からの除外 農業基盤整備事業の受益地は、国との協議・調整に多大な時間(3～5年)を要することが懸念される。</p> <p>②農地転用許可基準 ・原則不許可である「第1種農地」の転用許可基準が極めて限定的で、僅かな面積でも転用の見込みが立たず、地区計画制度や開発許可制度の運用を前提とした開発が到底困難</p> <p>③市街化区域への編入等 ・開発行為に加え、法手続に不測の日数(農林漁業との事前調整を含めると2～3年)を要することから、企業ニーズに応じたタイムリーな開発が行えない。</p>	<p>・農業振興地域の整備に関する法律第13条第2項 ・農業振興地域の整備に関する法律施行令第9条 ・農地法第4条第1項及び第6項第1号、第5条第1項及び第2項第1号 ・農地法施行令第4条第1項第1号及び第2号ハ、第11条第1項第1号及び第2号ハ ・農地法施行規則第35条第4号 ・都市計画と農林漁業との調整措置について(平成14年11月1日14農振第1452号農林水産省農村振興局長通知)</p> <p><参考> ・農業振興地域の整備に関する法律第10条第3項第2号 ・農業振興地域の整備に関する法律施行規則第4条の3</p> <p>都市計画法第18条第1項及び第3項、第19条第3項</p>	<p>総枠100ha設定を上限としたIC周辺の産業用地の創出につき、 ○農用地区域からの除外に係る規制の緩和 ・農業生産基盤整備(面的・線的)の事業着手から完了までの間の農地について、公共投資の効果を大きく損なわない範囲で、受益地からの除外を可能とする。 ・かんがい排水などの線的整備が完了から8年未経過の受益地について、公共投資の効果を大きく損なわない範囲で、農用地区域から除外できるよう規制を緩和する。 ○第1種農地の転用許可基準の緩和(詳細は別紙) ・転用可能となる対象業種及びその区域の拡大 ・既存施設の拡張可能面積の拡大 ○農振除外や農地転用の手続の迅速化 農業生産基盤整備の①線的整備完了後8年未経過の受益地の農振除外や②線的整備及び8年経過後の面的整備受益地などの第1種農地を含む4ha超の農地転用に係る手続の迅速化を図るため、国・県・市町村の関係部局による速やかな協議・調整を実施するとともに、社会情勢の変化や地域の実情を踏まえた県・市町村の意向を最大限尊重した対応を行う。</p> <p>上記の農地法等の特例措置の適用とあわせて区域区分や地区計画等の都市計画決定を行う際、特区の区域計画の認定がある場合は、他の行政機関との協議を報告とするなど、都市計画法に基づく他の行政機関との調整等に係る法手続(協議や意見聴取など)の簡素化(詳細は別紙)</p>	国土交通省 農林水産省	<p>(1)・農業生産基盤整備(面的・線的)の事業着手から完了までの間の農地について、公共投資の効果を大きく損なわない範囲で、受益地からの除外を可能とする。について</p> <p>農業生産基盤整備事業が完了するまでの間の農地については、創設する産業用地の位置、施設の規模等について、当該農業生産基盤整備事業の事業計画の内容との調整を行い、調整が整った土地を受益地から除外することが可能である。</p> <p>(2)・かんがい排水などの線的整備が完了から8年未経過の受益地について、公共投資の効果を大きく損なわない範囲で、農用地区域から除外できるよう規制を緩和する。 ・転用可能となる対象業種及びその区域の拡大 ・既存施設の拡張可能面積の拡大 について</p> <p>かんがい排水事業等の線的整備が完了してから8年未経過の受益地や、第1種農地であっても、地域の農業振興の方向性との調和を図りながら、農業上の土地利用調整が整った土地について、農村地域への産業の導入の促進等に関する法律(昭和46年法律第112号)又は地域未来投資促進法(平成19年法律第40号)を活用することにより、転用目的に係る業種の限定なく、農用地区域からの除外や転用許可が可能となっている。</p> <p>いずれにしても、具体的な計画を基に、市町村等の関係機関と調整を進めていくことが重要であると考えており、国としても御相談に応じてまいりたい。</p> <p>(3)農業生産基盤整備の①線的整備完了後8年未経過の受益地の農振除外や②線的整備及び8年経過後の面的整備受益地などの第1種農地を含む4ha超の農地転用に係る手続の迅速化を図るため、国・県・市町村の関係部局による速やかな協議・調整を実施するとともに、社会情勢の変化や地域の実情を踏まえた県・市町村の意向を最大限尊重した対応を行う。について</p> <p>4ha超の農地転用については、関係機関における調整を迅速に進める上で、国としても、円滑な調整が進められるよう、国、県、市町村の関係部局が一堂に会して調整する場を設けるなど、手続の迅速化に向けて適切に対応してまいりたい。 なお、農用地区域からの土地の除外については、市町村が県の同意を受けて行うものであり、国との協議・調整手続はない。</p>